

平成18年8月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

岩手県 政策評価結果（18年度実施）

岩手県では、平成11年度に策定した県総合計画（11年度～22年度）の前期が終了したことから、これを総括することも目的とした「政策評価レポート2006（平成11～17年度実績）」を取りまとめました。

県総合計画に掲げる5つの社会の達成状況（「達成」と「概ね達成」の合計）は、「自然と共生し、循環を基調とする社会」が78.6%、「快適に安心して暮らせる社会」が76.5%、「創造性あふれ、活力にみぎる産業が展開する社会」が54.2%、「ネットワークが広がり、交流・連携が活発に行われる社会」が63.6%、「個性が生かされ、共に歩む社会」が67.6%となっています。

農業関連の分野では、「グリーン・ツーリズム等の推進」は「概ね達成」となっていますが、「安全で健康な国民の食生活を支える農業の振興」や「生産と地域を支える担い手の確保・育成」は「未達成」となっています。

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/seisaku/H18kekka/digest17.htm>

栃木県 18年度政策マネジメントの現状評価

栃木県では、「とちぎ政策マネジメントシステム」を実施していますが、このほど、18年度の結果を取りまとめました。50の施策のうち、「目標達成に向けて順調に進んでいる（AA）」が1、「目標達成に向けて一部に遅れが見られるが、概ね順調に進んでいる（A）」が29、「達成状況はやや遅れている（B）」が18、などとなっています。

農業・農村関係では、「多様なニーズに対応できる強い農業の確立」と「いきいきとした農山村づくり」はAとなっていますが、「人と環境にやさしい農業の展開」と「農業を支える基盤づくり」はBとなっています。

<http://www.pref.tochigi.jp/kikaku/ma/hyouka18.html>

熊本県 18年度政策評価結果

熊本県では、県庁内で行った1次評価と2次評価の結果を受けて、現在、評価結果についてパブリックコメントを実施しています。6つの重点施策については、達成度と県民満足度評価、統計評価が、また、58のプロジェクト（複数の事業で構成。17年度から実施）と313の事業については、達成度評価が行われています。

例えば、「個性化による魅力ある農産物づくり」プロジェクトでは、個性化を品種、栽培方法、品質管理、低コストの4つ方向で推進していますが、このプロジェクトは、「目標達成率100%以上」とされています。対応状況・方針として、引き続き、新品種や「くまもとふるさと野菜」といった個性化・こだわりのある農畜産物の普及拡大と消費拡大に努める、としています。
http://www.pref.kumamoto.jp/invited/opinion/seisaku_hyoka2/index.asp

鹿児島県 2年間のマニフェストの進捗状況

鹿児島県知事は、知事就任に当たってマニフェストを明らかにしましたが、このほど知事就任からの2年間におけるマニフェストの進捗状況を取りまとめ、県民に報告しました。

「直ちにやる」ものの8項目はすべて直ちに実施したとし、「1年以内によるもの」の15項目のうち、1項目残っていた「食と農の先進県づくり大綱」は、18年3月に策定したとしています。また、「4年間でやる」では、例えば、「食と農の先進県づくり大綱」により、『かごしまブランド』の全国的な展開などを推進し、県内産出額の20%アップに取り組む（農業）」では、経営感覚に優れた担い手の育成・確保、畑地かんがい施設などの生産基盤の整備の推進、生産全体の拡大の推進などを実施しているとしています。

<http://www.pref.kagoshima.jp/home/kikakuka/manifesto/2year/2year.html>

都道府県における政策評価の実施状況と結果の活用に関するアンケート結果(上)

農林水産政策情報センターでは、18年3月に都道府県の政策評価（行政評価）担当部局に対して、政策評価（行政評価）に関するアンケート調査を行い、46都道府県から回答をいただいた。その結果を、今回から2回に分け、紹介する。

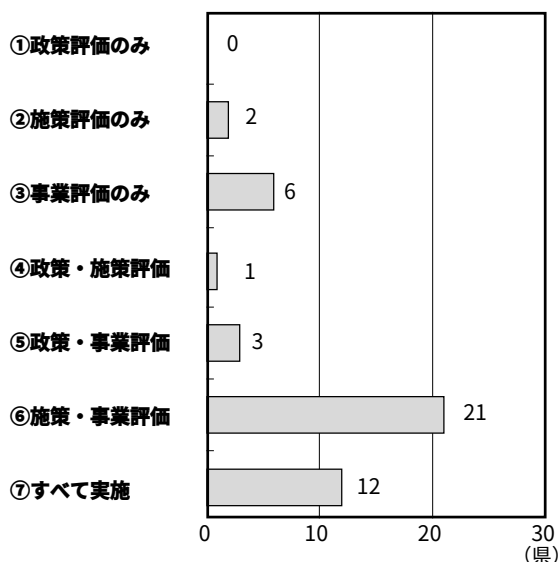
1 実施している評価のタイプと相互の関係

1-1 実施評価のタイプ

鳥取県を除く、45の都道府県において政策評価（行政評価）が実施されているが、都道府県（以下、「県」という。）の行政活動を、政策（狭義）、施策、事業という形で段階分けした場合、施策と事業の2段階で実施している県が21県と最も多い。ついで多いのが、3段階すべてについて行っている県で12県ある。1段階でのみ行っているのは、合計でも8県のみであり、複数段階に分けて実施している県が多いことが特徴といえる。

なお、事業評価のみ行っている県のうち、18年度からは3段階で実施予定の県が1県ある。

図1-1 実施評価のタイプ



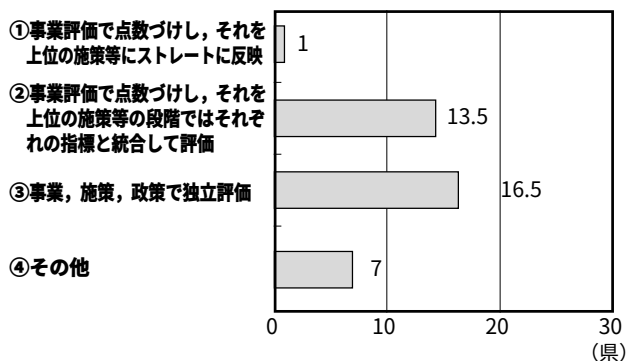
1-2 各評価の相互関係

評価にあたっての相互の関係については、全く1段階のみで評価を実施している7県は、集計の対象としない。これらの県を除く38県のうち、各段階で独立して評価している県が16.5県（年度によって実施方法を下記の②と③に変えている県があり、それについては、それぞれの項目で0.5県と数えた。）と最も多い。

なお、複数段階で評価を実施している県の「その他」との回答については、内容を精査し、①から③の項目に当てはまると思われるものについては、それぞれに分類した。以下、「その他」の項目については、同様に扱う。

「その他」の回答のうち、ほとんどが上位の施策等への寄与度により評価している。

図1-2 各評価の相互関係



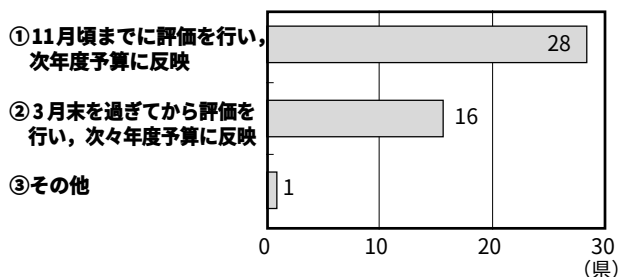
2 事後評価の実施とその反映

2-1 事後評価の実施時期と後継事業への反映

当年度で終了する事業の評価時期とそれを反映させる後継事業予算との関係については、当年度で評価を行い、次年度予算に反映させる県が多く、28県ある。「その他」の回答の県についても、目標に対する成果をモニターして予算編成に反映させている。

また、制度上は②の回答であっても、後継事業がある場合は①の扱いとしている県もあり、次年度予算への反映に工夫をしている県が多く見られる。

図2-1 評価の実施時期と後継事業への反映



2-2 後継事業が予定されていない事業の評価

後継事業が予定されていなくとも、評価を実施する県が、全体の4分の3近くの33県あった。

その目的は、「県民へのアカウンタビリティ」との回答が29県と最も多く、次いで「将来の事業の参考資料」とする県が15県であった。「その他」の回答として、所期の成果の達成状況を把握することや職員の意識改革のためとしている県があった。（永山）

オーストラリアにおける農地保全運動

農地の保全は、先進国、発展途上国を問わず、大きな課題になっている。ほとんどが私有地であることから農業者の主体的な取組が不可欠であるが、農業者の高齢化の進行等もあって、地域住民の協力を得なければ、成果をあげることは困難である。

ランドケア（Landcare）は、オーストラリア全土で展開されている農地保全運動であるが、同国でこの運動を最初に展開したのはヴィクトリア州である。同州で始められたのは1986年で、中心になったのは、ヴィクトリア農業者連盟（VFF）会長と州環境保全大臣の二人の女性である。活動的な二人を通して、州内で運動が始められ、やがてオーストラリア全土の運動として広がり、1988年には全国ランドケア計画（National Landcare Program）が発足した。全国的な展開には、全豪農業者連盟（NFF）とオーストラリア・コンサベーションの二つの民間組織が連邦政府に働きかけるなど、中心的役割を担った。

ヴィクトリア州で運動が起こったのは、トラクターなどの重機による踏み固めによる土壌の保水性の劣化、深根性の原生植物を除去したことによる地下水への浸出水量の増加、地下水位の上昇と溶解塩の浮上、外来性雑草による水分と栄養素の収奪、ウサギによる食害などの問題の発生したこと、また、干ばつ時には、州都メルボルンを猛烈な砂塵が襲うようなことも起こった。このような問題を解決するために開始された運動である。

全国ランドケア計画は、「オーストラリアの土地、水、生物資源の価値を高めるとともに、生態学的に持続性のある発展を図ることを原則に、効率的、継続的で、公平で、調和のとれた資源管理方法を開発し、実行すること」を目的としている。また、同計画は、土地所有者の自然資源と経営の管理スキルを高めること、自然資源の管理においてコミュニティ、産業界、行政のパートナーシップを推進すること、自然資源の持続的な使用を奨励する政策・プログラム・方法を開発し実行するための組織間の調整を確立すること、自然資源の長期的な生産性の向上、自然資源の利用に関する紛争解決を図るための手法の開発を支援することを目標としている。

ランドケアは、地方、州、連邦の各レベルにおいて官と民のパートナーシップによって取り組まれている。この中で官の役割をみると、地方自治体は、土地利用計画の策定に責任を持っていること、ランドケア支援スタッフに事務所を提供すること、環境課徴

金による資金を提供するなどの役割を担っている。州政府は、自然資源の管理に関する法律の準備や政策の枠組みを作成すること、コミュニティの参画や社会的キャパシティなどに責任を持っている。連邦政府は、全国ランドケア計画の国家としての重要性、資金提供、国際条約という面から役割を担っている。

ランドケアは、官と民のパートナーシップによって推進されているが、政府サイドの役割として期待されているのは、規制等の法的な役割と資金提供であるといえる。例えば、ヴィクトリア州の場合、ランドケア計画に割り当てられている資金は年間580万ドル（約5億円）で、このうち、ランドケア助成計画には340万ドル割り当てられ、州政府から州内10カ所の流域管理局（CMA）に支出され、それらが各流域内のグループの活動に助成されている。

オーストラリアにおけるランドケアの実施状況に関するレビュー結果は2003年10月に公表された。それによると、①全国に4,500のランドケアグループがある、②メンバーは13万人で、このほか10万人がランドケアグループの活動に係わっている、③農業者の40%がメンバーになっているが、このほか35%の農業者がランドケア活動に部分的に参加している、④75%の農場がランドケアグループが提供する持続的農法に関する情報を得ている、⑤ランドケアの認知度は85%に達している。

このレビュー結果をみると、これまでの取組に一定の評価を与えることができるが、ヴィクトリア州政府でのインタビューでは、農業者の高齢化が進んでいることもあって、農業者のランドケアに対する参加率が低いとしている。また、ヴィクトリアでも農村の人口が減少してきていることから、ランドケアがコミュニティとともに活動に当たることを前提としているので、活動を進める上で問題があるとし、農村部における土地の管理と保全を行う上で、農業者の高齢化と人口の減少は大きな問題になっている。

ランドケアグループの活動に対しては、政府からの資金のほかに、地域や企業のスポンサーで賄われる資金も提供されており、活動資金のすべてを政府に依存しているわけではない。わが国でも官民パートナーシップの推進が大きな政策課題になりつつあるが、それらは「小さな政府」を実現するための手段として捉えられがちである。しかし、農業者の高齢化、農村住民の減少という中で農地の劣化という新たな問題の発生に対応するためには、農業者や地域住民等の民の活力に期待しつつも、政府の役割を認識し、目標の実現に向けて取り組んでいるのがオーストラリアの取組であるといえる。（谷口）

出張報告

青森県における行政改革の取組

以下は、17年12月、当センター伊藤が、青森県庁を訪問し、調査した結果の一部を取りまとめたものである。同庁のご協力に厚く御礼申し上げる。

1. 生活推進創造プラン

青森県では、平成16年12月、21世紀の青森県づくりのための将来像「生活創造推進プラン～暮らしやすさのトップランナーをめざして」を策定した。

一方、財政的には厳しい状況下に置かれ、行政執行体制のスリム化・削減の必要にも迫られている。

こうした「政策の強化」と「内部体制の強化」の2つの柱を一体として進めていくことが、行政改革の目標とされている。

2. 県の基本姿勢

行政改革の基本姿勢は「小さな県庁」で、それに伴う影響については、県民が受けるサービスがどうなるか、を基準にして考えている。青森県は産業も少ないので、民間でできるものは極力民間に移し、雇用の確保・拡大を図ることが必要とされている。

IT化については、「小さな県庁」を支える大事なツールとして取り組まれている。

3. 公的部門への民間の導入

これまで公的部門でやってきたことでも、レベルアップしてきた民間や市民団体に委ねても県民へのサービス水準が向上するのなら問題ない、と考えており、様々な団体が関与するようになってきている。

例えば、スポーツ＝人の健康サービス分野は、必ずしも公的部門が行う必要はないし、スポーツ施設にしても、公的部門が持つ必要はない。

その反面、「環境」、「生命」そのものに関わる部門は、行政が担当すべき分野として、選択し、重点化しながら、県庁が直接担当して行く。また、民間に委ねては危ない部門についても、公的部門が担当し強化していく。そして基盤を整備した上で、再編する。さ

らに、一旦民間に委ねた部門についても、公的部門は安全確認を行っていく。

こうした考え方の上に立って、県庁全体の人員、組織、予算を考えていく。抜本的にひとつひとつを整理し、今のままでいいか、検討していく。

4. 県の改革事例

人を少なくしたが、サービス水準を下げなかった事例として、農業改良普及員制度の見直しがある。

従来農業普及部門では、技術者を本庁に、普及員を普及センターにおいていたが、普及センターの機能を地域農林事務所に移し、技術者も地域農林事務所においた結果、地域のコーディネーターとしてだけでなく、流通の知識を持った職員まで一緒に農家の指導が出来るようになり、農家から喜ばれた。従来、小さい農家（青森には多い）5軒に1人の割合で普及員が配置され、過剰介入していたが、農家の自立心向上にもつながった。

しかしこれは、根っこから従来のやり方を直そうとしたものではなく、公の業務を整理し、サービスを受けていた人達を基準に考えた結果である。サービス水準を低下させないことに関しては、県は説明責任を果たさなければならない。

5. 政策等の評価システムの見直し

生活創造推進プランの策定に伴い、評価システムも、それまでの施策評価と事務事業評価の2段階システムから、政策評価、施策評価、事業評価の3段階に改革された。そして、政策等の成果をチェックし、より効果的、効率的な予算、人事等に向けたツールの役割を果たすことで、プランの推進に向けた新たな仕組みづくりの一翼を担うこととなった。

6. 今後の課題

現在、中小市町村の合併の推進中である。県や地域の機能をパワーアップしていくためには、どうしても市町村の共通業務を広域化していく必要があり、その中で県が処理すべき分野を見定めていかなければならない。県が担当すべき分野は当然担当していくが、その整理はこれからである。（伊藤）

編集後記

皆さんは観光という言葉をご存知と思いますが、元は、物見遊山の行為ではなく、他の土地を視察するとの意味であり、日本（江戸幕府）が最初に所有した蒸気船も観光丸と名づけられています。

調査をしていて思うのは、ある国の制度は、その制度を調べるだけでは理解できず、文化や政治機構の全体を調査して始めて理解できるものだということです。そのため（ばかりでもないか）に、出張の折には、少しでも時間があれば、観光（他の土地の視察という元の意味での）をしています。これで調査報告に厚みと深みが出ることをねらっているのですが…。（永山）

AFFPRI report

平成18年8月15日 No.70

（財）農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>